

鹿屋市漁業燃油価格高騰対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、燃油価格の高騰に伴い、漁業経営に多大な影響を受けている漁業者の負担を緩和するため、国が実施する漁業経営セーフティーネット構築事業に加入している漁業者及び海面養殖業者（以下「漁業者等」という。）に対し、予算の範囲内において鹿屋市漁業燃油価格高騰対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することを目的とし、その交付については、鹿屋市補助金等交付規則（平成18年鹿屋市規則第73号）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、令和4年度漁業経営セーフティーネット構築事業に加入している市内の漁業者等であって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 市税の滞納がないこと。
- (2) 鹿屋市暴力団排除条例（平成24年鹿屋市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員でないこと。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費は、漁業者等が令和4年4月1日から令和5年3月31日までに漁業経営の用に供することを目的として使用するA重油及び軽油（以下「燃油」という。）の購入に要する経費とする。ただし、補助金の交付の対象となる燃油の量は、国が実施する漁業経営セーフティーネット構築事業における漁業用燃油購入予定数量等設定申込書の燃油購入予定数量を上限とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内で、燃油1リットル当たり8.5円を乗じて得た額の2分の1以内とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請人」という。）は、鹿屋市漁業燃油価格高騰対策事業補助金交付申請書（別記第1号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、令和5年3月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 鹿屋市漁業燃油価格高騰対策事業補助金燃油購入実績報告書（別記第2号様式）
- (2) 漁業経営セーフティネット構築事業に参加していることが分かる書類
- (3) 市税の滞納がないことが分かる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類
（補助金の交付決定及び額の確定）

第6条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付決定及び交付額の確定を行い、その旨を鹿屋市漁業燃油価格高騰対策事業補助金交付決定及び交付確定通知書（別記第3号様式）により申請人に通知するものとする。

（補助金の返還）

第7条 市長は、申請人が申請書及びその添付書類に虚偽の記載をし、又は不正の手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年6月30日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 第7条の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日以降も、なおその効力を有する。

別記

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請人

住所

氏名

鹿屋市漁業燃油価格高騰対策事業補助金交付申請書

鹿屋市漁業燃油価格高騰対策事業補助金の交付を受けたいので、鹿屋市漁業燃油価格高騰対策事業補助金交付要綱第5条の規定により下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 鹿屋市漁業燃油価格高騰対策事業補助金燃油購入実績報告書（別記第2号様式）
- (2) 漁業経営セーフティネット構築事業に加入していることが分かる書類
- (3) 市税の滞納がないことが分かる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第5条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

申請人
住所
氏名

鹿屋市漁業燃油価格高騰対策事業補助金燃油購入実績報告書

漁業経営セーフティーネット構築事業で設定した燃油購入予定数量及び補助対象期間内に購入した燃油数量について、次のとおり報告します。

1 燃油購入予定数量

| | |
|-----|---|
| A重油 | 0 |
| 軽油 | 0 |

2 燃油購入実績

| 購入期間 | 燃油種別 | | |
|--------------|------|----|---|
| | A重油 | 軽油 | 計 |
| 令和4年4月～6月分 | 0 | 0 | 0 |
| 令和4年7月～9月分 | 0 | 0 | 0 |
| 令和4年10月～12月分 | 0 | 0 | 0 |
| 令和5年1月～3月分 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 0 | 0 | 0 |

上記のとおり、申請人に対して燃油を販売したことを証明します。

年 月 日

【販売者】

住所
氏名

印

第3号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

鹿屋市長 印

鹿屋市漁業燃油価格高騰対策事業補助金交付決定及び交付確定通知書

年 月 日付けで申請のあった鹿屋市漁業燃油価格高騰対策事業補助金については、鹿屋市漁業燃油価格高騰対策事業補助金交付要綱第6条の規定により下記のとおり交付することに決定し、交付額は交付決定額と同額に確定したので通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 交付確定額 金 円

3 交付の条件等

鹿屋市漁業燃油価格高騰対策事業補助金交付要綱に違反し、又は不正の手段により補助金を受けたことが判明した場合は、交付した補助金の全部又は一部を返還しなければならない。